

# 「福祉」高齢者、福祉、介護

永井百太郎

超高齢化社会。

皆さんは高齢化社会と聞いて何をイメージするだろうか？

日本の人口は2000年現在、約1億2千700万人であり、そのうちの約2千万人が65歳以上の高齢者である。少子化傾向が続く中、高齢化が今後ますます進展するだろう。このままいくと、21世紀の半ばには、総人口が20%減少する一方、65歳以上の高齢者が国民の3人に1人を占めるといって「超高齢社会」になる。少子高齢社会の到来は、高齢者の年金、雇用、医療、保険など、生活のあらゆる場面で多くの問題を引き起こす。

福祉とは、「幸福。公的扶助やサービスによる生活の安定、充足。」(広辞苑)である。また社会福祉の言葉の由来は、1946年制定の日本国憲法第25条「すべて国民は、健康で文化的な最低限の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」という部分から来ている。当時の社会福祉は、ハンディキャップを持った人だけを助ける面が強かった。

果たして、ハンディキャップを持った人は特別な存在なのだろうか？

多くの人が、介護の問題が起きても施設に入居するのではなく、住み慣れた地域や自宅で生活したいと望む。そのために、社会保障が国家的、社会的課題として挙げられた。つまり、現在の福祉を考えるにあたっては、病気や障害があるとうと、住み慣れた地域や自宅で暮らせるよう、社会がサポートする必要がある。本人の意思を尊重し、地域社会で暮らすこと、自己実現、が福祉本来の考え方である。そうした中、2

003年「社会福祉基礎構造改革」は、長年の福祉の基本概念を根本から変える改革であった。そこには、高齢者や障害者が地域社会で生活出来るような、住宅の整備の必要性が位置づけられた。

主な法律

年	項目	重要な点
1946	日本国憲法	第25条。
1948	世界人権宣言	自由権、平等権、社会権、社会保障。
1959	児童権利宣言	児童の社会保障と障害児の為の治療などの原則を明らかにした。
1971	知的障害者の権利宣言	知的障害者の医療など享受する権利や職業選択などの権利を提起。
1975	障害者の権利宣言	障害の定義。自立生活へ向けての援助などを受けられる権利を提起。
1993	障害者基本法	障害者の自立と社会、経済などのあらゆる分野への活動への参加の促進。
2000	介護保険法	



さて、ここで、福祉に関する主な職業を紹介しよう。一言に福祉といっても、その関連する職種は様々だ。ここでは6つの職種を取り上げる。

- ① 理学療法士
- ② 作業療法士
- ③ 言語聴覚士
- ④ 介護支援専門員(ケアマネージャー)
- ⑤ 介護福祉士
- ⑥ ホームヘルパー(1級・2級・3級)

理学療法士  
理学療法士は国家資格が必要である。基本的動作や日常生活活動を改善するための指導や訓練を行う。

作業療法士  
作業療法士も国家資格を取る必要がある。作業療法は、身体又は精神に障害のある人を対象として、応用的動作や、社会適応能力の回復を図る為に、病院での治療だけでなく、家事や職業など、様々な活動を訓練、援助する。

言語聴覚士  
言語聴覚士は、音声言語障害や聴覚障害などによるコミュニケーション障害のリハビリの援助を行っている。1998年に言語聴覚士法が施行され、国家資格として誕生した。

介護支援専門員(ケアマネージャー、通称ケアマネ)  
介護支援専門員(ケアマネ)は、介護保険制度において、適切な介護サービス利用を図る手法である介護サービスを担当する。役割は、要介護認定等の訪問調査や、介護サービスプラン(ケアプラン)作成、保険の給付管理などだ。この職につくには、ある一定の

条件をクリアし、その後都道府県が実施する試験に合格後、実務研修を終了する必要がある。

#### （介護福祉士）

介護福祉士は、寝たきり・痴呆性高齢者・身体障害者などの介護を必要とする人達や、その家族を対象に仕事をしている。入浴・食事・排泄・着替えなどの介助はもちろんのこと、掃除・洗濯・炊事などの家事援助等も行っている。身体的・心理的・社会的な人間として、総合的な介護計画を立て、実践を行っていく。女性の割合が高く、就職先は老人ホームなどの福祉施設が多い。ホームヘルパーやシルバークリエーションサービスなどで、独立していくこともできる。国家資格が必要である。取得するには、介護施設にて実務を経験する、福祉系の大学に通っていた、などの条件がある。

#### （ホームヘルパー）

ホームヘルパーとは訪問介護員とも言い、在宅で生活していく上で、日常生活を営むのに支障のある高齢者や障害者の生活サポートや入浴、食事、排泄のお世話など、身体介護を行うのが主な仕事である。介護や介助、支援を必要とされる方のお宅を訪問し、ケアマネが作成したケアプランに沿って、身のまわりのお世話をする。在宅介護の代表的な仕事と言える。

買い物・洗濯・掃除などをする「生活援助」と、食事・入浴・排泄など介助をする「身体介護」が主な仕事だが、利用者やその家族から生活上の相談にのるなど、生活全般をサポートしている。雇用形態は正社員だけでなく、準社員や派遣スタッフ、アルバイトと豊富で、自分の生活にあわせて働くことが可能だ。ホームヘルパーの資格がなくても介護をすることは可能だが、介護保険制度でのヘルパーとしては資格がないと働けないので、資格がないと就職は非常に厳し

く、採用してもらえない場合がある。

ホームヘルパー資格には、1～3級の3種類がある。3級～生活援助を中心としたヘルパーサービスの基礎を学ぶ

2級～3級にプラスして身体介護全般を学ぶ

1級～2・3級の知識以外に、ヘルパーをまとめるリーダー的役割を学ぶ。3級資格でも介護を行うことはできるが、ボランティア的な位置づけのため、2級資格者に比べ報酬や待遇が下がる。

介護福祉士とホームヘルパーの違いはあるのだろうか？

介護福祉士は国家資格のため、筆記試験と実技試験に合格しなければならない。ただし、試験を受けるには、介護の実務経験が3年以上である、福祉系の学校・養成施設を卒業するといった、受験資格が必要だ。介護福祉士は、ホームヘルパー1級課程修了者と同様に、サービス提供責任のリーダー的役割を期待されるため、各事業所によっては、待遇面で優遇される場合もある。一方、ホームヘルパーは国家資格ではないが、各教育団体が都道府県の認可を受けて修了証明書を発行し、講習に参加することで認定される。この修了証明書は全国どこでも通用する。仕事内容に大きな違いはない。

介護や援助を必要とする人の数は今後必ず増加していく。その時我々は何ができて、どのようなチャンスがあるのだろうか？援助の必要な高齢者の数は、2025年に、520万人にも昇る見通しも出ている。今まで述べてきた職種に対する需要も増えることは明白だ。今回の記事をきっかけに、介護、そして介護の仕事に少しでも興味を持って頂ければ幸いである。

